

マイナ保険証でないと 医師にはかかれない？



ひと言で言ってそれは「うそ」です。

そもそもマイナンバーカードの取得は強制されるものではなく、任意とされています。

それでも保険診療を人質にしてわたしたちに押しつけるのか理解に苦しみます。

その目的には今回は触れません。

わたしたちは高齢者や障がい者のいのちを守る立場から、この押しつけには異議を申し立てます。

その理由を以下に述べます。

①みなさんはマイナンバーカード本体に保険情報があると思ってませんか？
保険情報は「紐付け」でもカードには入っていないのです。医療機関の端末にかざすことで、サーバーからデータを読み出すのです。

つまり通信障害が起こればデータの呼び出しはできないのです。

通信障害は最近も NTT の障害が起きたことは記憶にあたらしいことです。通信会社内のエラーはもちろん大規模災害では通信障害が起きることは当たり前です。

従来の方式ならばカードさえあれば視覚で確認できるのです。

どちらが安全でしょう？

また、データの紐付け間違いが多く確認されています。

他人の保険情報で治療を受けてしまうなんて事も起こりうるのです。

②マイナンバーカードの有効期限が切れたら？

保険証には有効期限があります。それに加えてマイナンバーカードも更新が必要です。

うっかり、更新を忘れたらどうしますか？

更新期限を過ぎたマイナ保険証は役に立ちません。医療機関はそんな状態になれば医療費 10 割の請求を患者さんにせざるを得ません。

③マイナ保険証は障害者医療や母子医療などの公費負担は紐付けられません。

そうすると結局、公費負担証の窓口提示は必要です。

リーダーにかざすマイナカード、窓口に提出する公費負担証。

手間が増えるだけです。

④わたしたちが関わる在宅医療の対象者は？

カードリーダーは医療機関にはあるでしょう。しかし、それをできない高齢の医師はこれを機会に閉院も見られます。

なにより在宅医療の現場にリーダーはありません。

その人の資格確認にはなんら対策はとられていません。

誰がそれをカバーするのですか？

⑤カードリーダーには顔認証か暗証番号が無ければデータは送られません。

認知症のお年寄りは暗証番号の忘失はよくあることです。

なら、顔認証でいけるじゃ無いかとおっしゃる方もいるでしょう。

でも、車椅子の高さに顔認証ができる医療機関がありますか？ストレッチャーならなおムリです。

以上の理由からマイナ保険証には強く反対します。

最後に結論。

マイナンバーカードがなくとも「資格確認証」の提示でこれまでどおり医療機関にはかかれます。

そしてうっかり紐付けしたマイナカードと保険証、紐付けの解除もできます。やっぱりやめたという方はお手間でしょうが解除を。開業医の団体、全国保険医団体連合会のホームページにも多くのマイナ保険証の問題が指摘されています。



全国保険医団体連合会

有限会社 おとくに福祉研究所

きょうと福祉倶楽部

〒617-0824

長岡京市天神 4 丁目 7-12 ハイツ東台 101 号

TEL 075-958-2560

FAX 075-957-2808

E-mail info@fukushi-club.com

きょうと福祉倶楽部ホームページ

Peace

